



SOROPTIMIST®  
Investing in Dreams

## 2026年度 SIA細則 改正案

提案 1: SIA理事を務める者の資格要件および適格性を更新する.....	2
提案 2: SIA会長エレクトを務める者の資格要件および適格性を更新する.....	3
提案 3: 会長エレクト指名委員会を理事会委員会に加える.....	6

**提案 1: SIA理事を務める者の資格および適格性を更新する****提案者:** SIA理事会

第8条「理事会」、第8.03項「資格および選出」の「クラブ会長」という文言を削除して「リジョン理事会の役員か理事、またはSIA理事会での役職」を挿入することにより改正します。

現在の文章	改正案	改正後の文章
<p>第8.03項 <u>資格および選出</u>。連盟の理事は成人の自然人（個人であって、法人やその他の存在物ではない）とする。クラブ会長を務めた経験を持つ選挙区内のクラブの正会員は、該当選挙区の理事に選出される資格がある。ただし、理事の任期中にリジョン・ガバナーまたはリジョンレベルやクラブレベルで選挙による役職に就かないものとする。また選出される理事の任期と以前に務めた理事としての任期との間に、12ヵ月以上の空白期間がなければならない。</p>	<p>第8.03項 <u>資格および選出</u>。連盟の理事は成人の自然人（個人であって、法人やその他の存在物ではない）とする。<b>クラブ会長リジョン理事会の役員か理事、またはSIA理事会での役職</b>を務めた経験を持つ選挙区内のクラブの正会員は、該当選挙区の理事に選出される資格がある。ただし、理事の任期中にリジョン・ガバナーまたはリジョンレベルやクラブレベルで選挙による役職に就かないものとする。また選出される理事の任期と以前に務めた理事としての任期との間に、12ヵ月以上の空白期間がなければならない。</p>	<p>第8.03項 <u>資格および選出</u>。連盟の理事は成人の自然人（個人であって、法人やその他の存在物ではない）とする。リジョン理事会の役員か理事、またはSIA理事会での役職を務めた経験を持つ選挙区内のクラブの正会員は、該当選挙区の理事に選出される資格がある。ただし、理事の任期中にリジョン・ガバナーまたはリジョンレベルやクラブレベルで選挙による役職に就かないものとする。また選出される理事の任期と以前に務めた理事としての任期との間に、12ヵ月以上の空白期間がなければならない。</p>

**提案理由:**1991年に現在のSIA理事会の枠組みが構築された際には、クラブでのリーダーシップは、理事会の役職に就くための主な準備期間と捉えられていました。以来、リジョンの役割は大幅に拡大しています。現在では、リジョンはSIAの使命を推進し、連携を強化し、連盟全体のクラブにおける様々なニーズに関する貴重な洞察を提供する上で重要な役割を果たしています。リジョンのリーダーは、クラブと連盟の両方と緊密に連携し、組織の課題、機会、文化の違いについてより幅広い視点を提供する役割を担います。SIAの活動がより協働的でデータに基づいたものとなるにつれ、リジョン・レベルでのリーダーシップ経験は、個々のクラブを超えた組織全体への理解を深めるうえで不可欠なものとなっています。リジョン・リーダーシップにおける経験を要件として定め、また評価することにより、複数の国から成る複雑な構造の連盟において効果的にリーダーシップを発揮するために必要となる幅広い知識、戦略的な視点、そしてリジョン間の理解をSIA理事候補者が備えていることを確実にできます。

**財務上の影響:** なし

提案 2: SIA会長エレクトを務める者の資格要件および適格性を更新する

提案者: SIA理事会

第6条「役員、事務局長」、第6.02項「選挙および任期」の、「9月1日に理事会に在任する理事会全メンバーおよび9月1日に退任する理事会メンバー」を削除して「現在理事会に在任する全メンバーおよび過去3年間に理事会の役職に就いており9月1日に理事会に加わるメンバー」を挿入し、「会長自身と会長エレクトを除いて」を削除して「会長および会長エレクトは選挙に立候補する資格を有しないものとする」を挿入することにより改正します。

現在の文章	改正案	改正後の文章
<p>第6.02項 <u>役員の選出および任期</u>。毎年9月1日以前に、次年度の理事会メンバーが選出された後、会長は、会長自身と会長エレクトを除いて、9月1日に理事会に在任する理事会全メンバーおよび9月1日に退任する理事会メンバーに対し、会長エレクトに立候補するよう呼びかける。立候補を希望する者は、所定の期日までに回答しなければならず、適格なクラブによる郵便投票が実施されるものとする。3名以上の候補者が立候補している場合、各投票有権クラブは、投票用紙に各候補者の選好(優先)順位をつける選好投票を利用する。過半数投票を得た者が次年度の会長エレクトに選ばれる。</p>	<p>第6.02項 <u>役員の選出および任期</u>。毎年9月1日以前に、次年度の理事会メンバーが選出された後、会長は、会長自身と会長エレクトを除いて、9月1日に理事会に在任する理事会全メンバーおよび9月1日に退任する理事会メンバー<b>現在理事会に在任する全メンバーおよび過去3年間に理事会の役職に就いており9月1日に理事会に加わるメンバー</b>に対し、会長エレクトに立候補するよう呼びかける。<b>会長および会長エレクトは選挙に立候補する資格を有しないものとする</b>。立候補を希望する者は、所定の期日までに回答しなければならず、適格なクラブによる郵便投票が実施されるものとする。3名以上の候補者が立候補している場合、各投票有権クラブは、投票用紙に各候補者の選好(優先)順位をつける選好投票を利用する。過半数投票を得た者が次年度の会長エレクトに選ばれる。</p>	<p>第6.02項 <u>役員の選出および任期</u>。毎年9月1日以前に、次年度の理事会メンバーが選出された後、会長は、<b>現在理事会に在任する全メンバーおよび過去3年間に理事会の役職に就いており9月1日に理事会に加わるメンバー</b>に対し、会長エレクトに立候補するよう呼びかける。会長および会長エレクトは<b>選挙に立候補する資格を有しないものとする</b>。立候補を希望する者は、所定の期日までに回答しなければならず、適格なクラブによる郵便投票が実施されるものとする。3名以上の候補者が立候補している場合、各投票有権クラブは、投票用紙に各候補者の選好(優先)順位をつける選好投票を利用する。過半数投票を得た者が次年度の会長エレクトに選ばれる。</p>

**提案理由:** SIA理事会は、クラブやリジョンの理事会とは異なる機能を果たします。SIA理事会は、多様性、多文化、多言語を持つ組織の戦略的な政策立案機関としてポリシーを策定し、そのポリシーの管理と実施をSIA連盟事務局に委託します。一方で、クラブ理事会ならびにリジョン理事会は、ポリシーを定めるとともに、それを実行する運営部隊として機能します。

SIA理事会に新しく選出された個人(まだ就任しておらず、直近でSIA理事会での役職を務めた経験がない個人の場合)は、理事会の内部規則、ガバナンスにおいて期待されること、および責務の全容に精通していないことがあります。これは、SIA会長エレクトの職を目指す候補者にとっての課題でもあります。会長エレクトの役職には、理事会の運営に関する十分な理解と、不在または欠員が生じた場合にいつでも会長職を引き受ける準備が求められるためです。したがって、新人の理事会メンバーは不利な立場に置かれ、役職において求められる要件について十分な情報に基づいた決定を下すことができない可能性があります。

SIA理事会に以前務めた経験(現メンバーまたは3年以内の復職メンバーであること)を要件とするすることにより、会長エレクト候補者が理事会の業務に関して必要な経歴、経験、認識を備えていることが保証されます。この資格要件により、候補者は、想定よりも早く会長の役割を担う必要が生じた場合にも、より十分に備えることができ、多文化・多言語から成る複雑な理事会環境を効果的に主導できるようになります。

**改正内容:** 提案 2 が郵便投票を通じてクラブにより承認された場合、会長および会長エレクトの役職に同時に欠員が生じた場合の欠員の取り扱いについて規定しているSIA細則の第6.09条(c)(ii)に次の変更が加えられます。

提案 2.A. 細則 第6.09条「欠員」(c)(ii)項:

現在の文章	改正案	改正後の文章
<p>第6.09条 <b>欠員</b>(c)  (ii)同時欠員が3月1日以降に生じた場合、会長代理が、会長の残りの任期を務める。通常の選挙スケジュールを通じて、来たる9月1日から始まる任期の会長エレクトが既に選出されている場合、もしくはその職の選挙が進行中の場合、その個人がすぐに、もしくは選出されると同時に、欠員となった会長エレクトの残りの任期を務め、9月1日に会長に就任する。9月1日から始まる任期のための新たな会長エレクトを選出する選挙が改めて</p>	<p>第6.09条 <b>欠員</b>(c)  (ii)同時欠員が3月1日以降に生じた場合、会長代理が、会長の残りの任期を務める。通常の選挙スケジュールを通じて、来たる9月1日から始まる任期の会長エレクトが既に選出されている場合、もしくはその職の選挙が進行中の場合、その個人がすぐに、もしくは選出されると同時に、欠員となった会長エレクトの残りの任期を務め、9月1日に会長に就任する。9月1日から始まる任期のための新たな会長エレクトを選出する選挙が改めて行われる。選挙の候補者は、理事会の現任メンバー及び9月1日か</p>	<p>第6.09条 <b>欠員</b>(c)  (ii)同時欠員が3月1日以降に生じた場合、会長代理が、会長の残りの任期を務める。通常の選挙スケジュールを通じて、来たる9月1日から始まる任期の会長エレクトが既に選出されている場合、もしくはその職の選挙が進行中の場合、その個人がすぐに、もしくは選出されると同時に、欠員となった会長エレクトの残りの任期を務め、9月1日に会長に就任する。9月1日から始まる任期のための新たな</p>

<p>行われる。選挙の候補者は、理事会の現任メンバー及び9月1日から理事の任務を開始するメンバーの中から募集する。</p>	<p>ら理事の任務を開始する過去3年間に理事会の役職に就いており9月1日に理事会に加わるメンバーの中から募集する。</p>	<p>な会長エレクトを選出する選挙が改めて行われる。選挙の候補者は、理事会の現任メンバー及び過去3年間に理事会の役職に就いており9月1日に理事会に加わるメンバーの中から募集する。</p>
---	---	---

財務上の影響: なし

**提案 3: 会長エレクト指名委員会を理事会委員会に加える**

提案者: SIA理事会

第9条「委員会」第9.01項「理事会委員会」に、新たに(c) 会長エレクト指名委員会という副項を挿入することにより改正します。

現在の文章	改正案	改正後の文章
<p>第9.01項 <u>理事会委員会</u>。理事会は、常任委員会を設ける。またアドホック(特別)委員会を設けることができる。各委員会は1名ないしそれ以上の理事または全理事会で構成する。各理事は少なくとも1つの委員会に服務する。必要に応じてまた予算が許せば、理事会が選考する理事以外の1名ないしそれ以上のソロプチミストが、委員を務めることができる。各理事会委員会は、理事会の意志に基づいて任務を果たす。常任委員会は以下を行うものとする。</p> <p>(a) <u>財務委員会</u> – 連盟の財務を検討する。セクレタリー・トレジャラーは、本委員会の委員となり、委員長を務めることができる。</p> <p>(b) <u>規約決議委員会</u> – 本細則および連盟手続と決議の改正案を受理する。</p>	<p>第9.01項 <u>理事会委員会</u>。理事会は、常任委員会を設ける。またアドホック(特別)委員会を設けることができる。各委員会は1名ないしそれ以上の理事または全理事会で構成する。各理事は少なくとも1つの委員会に服務する。必要に応じてまた予算が許せば、理事会が選考する理事以外の1名ないしそれ以上のソロプチミストが、委員を務めることができる。各理事会委員会は、理事会の意志に基づいて任務を果たす。常任委員会は以下を行うものとする。</p> <p>(a) <u>財務委員会</u> – 連盟の財務を検討する。セクレタリー・トレジャラーは、本委員会の委員となり、委員長を務めることができる。</p> <p>(b) <u>規約決議委員会</u> – 本細則および連盟手続と決議の改正案を受理する。</p> <p>(c) <u>会長エレクト指名委員会</u> – 郵送投票に付すための会長エレクト候補者のリストを検討・作成する。</p>	<p>第9.01項 <u>理事会委員会</u>。理事会は、常任委員会を設ける。またアドホック(特別)委員会を設けることができる。各委員会は1名ないしそれ以上の理事または全理事会で構成する。各理事は少なくとも1つの委員会に服務する。必要に応じてまた予算が許せば、理事会が選考する理事以外の1名ないしそれ以上のソロプチミストが、委員を務めることができる。各理事会委員会は、理事会の意志に基づいて任務を果たす。常任委員会は以下を行うものとする。</p> <p>(a) <u>財務委員会</u> – 連盟の財務を検討する。セクレタリー・トレジャラーは、本委員会の委員となり、委員長を務めることができる。</p> <p>(b) <u>規約決議委員会</u> – 本細則および連盟手続と決議の改正案を受理する。</p> <p>(c) <u>会長エレクト指名委員会</u> – 郵送投票に付すための会長エレクト候補者のリストを検討・作成する。</p>

ただし書き: 承認された場合、この細則は2027年2月/3月に始まる会長エレクト選挙の投票と同時に発効します。

**提案理由:**SIA細則の第6条「役員、事務局長」、第6.03項には、SIA会長の役割として次のことが規定されています。「会長は理事会の委員長を務め、連盟の活動および運営全般を監督・指示するが、理事会の指示、決定に従わねばならない。」

SIAにおいて、SIA会長(ならびにSIA会長エレクト)が連盟に対する個人的な権限を有することはありません。いずれの役職にも、理事会の他のメンバーと同等の権利および特権が与えられ、理事会メンバーとして職務を遂行します。理事会全体が「連盟の事業や業務を監督し、運営し、指示する全権」を有します。(第8条「理事会」、第8.02項「権限」)

SIA理事会は、理事会の業務を効果的に遂行するために必要とされるリーダーシップ、ガバナンス、監督能力など、理事会委員長としての会長の責務について最も包括的に理解しています。会長は理事会に対して責任を負いますが、理事会は現在、SIA会長エレクト候補者の審査や適格性確認を行う役割を担っていません。会長エレクトは、1年の任期を終えると自動的にSIA会長に就任します。理事会委員会として会長エレクト指名委員会を設立することにより、郵便投票を通じて連盟の指導者を選出するクラブの権利を維持すると同時に、委員長候補者の特定と評価に理事会が適切に関与することが可能になります。

**改正内容:**提案 3 が郵便投票を通じてクラブにより承認された場合、SIA細則の第6.02項に次の変更が加えられます。なお、第6.02項については、提案 2 においても改正が検討されています。

提案 3.A 細則の第6.02項「役員の選出および任期」

現在の文章	改正案	改正後の文章
第6.02項 <u>役員の選出および任期</u> 。毎年 9 月 1 日までに、次年度の理事会メンバーが選出された後、会長は、自身と次期会長を除き、9 月 1 日時点で理事会のメンバーであるすべてのメンバーと、9 月 1 日に退任するメンバーを次期会長職に立候補するよう招請するものとします。立候補を希望する者は、所定の期日までに回答しなければならず、適格なクラブによる郵便投票が実施されるものとする。3名以上の候補者が立候補している場合、各投票有権クラブは、投票用紙に各候補者の選好(優先)順位をつ	第6.02項 <u>役員の選出および任期</u> 。毎年 9 月 1 日までに、次年度の理事会メンバーが選出された後、会長は、自身と次期会長を除き、9 月 1 日時点で理事会のメンバーであるすべてのメンバーと、9 月 1 日に退任するメンバーを次期会長職に立候補するよう招請するものとします。立候補を希望する者は、所定の期日までに回答しなければならず、 <b>会長エレクト指名委員会は会長エレクト候補者のリストを検討・作成する。</b> これに対し、適格なクラブによる郵便投票が実施されるものとする。3名以上の候補者が立候補している場合、各投票有権クラブは、投票用紙に各候補者の選好(優先)順位	第6.02項 <u>役員の選出および任期</u> 。毎年 9 月 1 日までに、次年度の理事会メンバーが選出された後、会長は、自身と次期会長を除き、9 月 1 日時点で理事会のメンバーであるすべてのメンバーと、9 月 1 日に退任するメンバーを次期会長職に立候補するよう招請するものとします。立候補を希望する者は、所定の期日までに回答しなければならず、会長エレクト指名委員会は会長エレクト候補者のリストを検討・作成する。これに対し、適格なクラブによる郵便投票が実施されるも

<p>ける選好投票を利用する。過半数投票を得た者が次年度の会長エレクトに選ばれる。</p>	<p>をつける選好投票を利用する。過半数投票を得た者が次年度の会長エレクトに選ばれる。</p>	<p>のとする。3名以上の候補者が立候補している場合、各投票有権クラブは、投票用紙に各候補者の選好(優先)順位をつける選好投票を利用する。過半数投票を得た者が次年度の会長エレクトに選ばれる。</p>
---	---	---

**理事会からの情報:** この提案が、2026年7月に開催される第49回隔年大会の業務例会で郵送投票によりクラブにて承認されることが推奨された場合、SIA理事会は規約決議委員会に次のことを指示します。

- SIA手続「H. 指名および選挙手続 #2 会長」の最終変更草案を作成し、2026年10月の理事会での投票にかける。
- 細則の改正がクラブの郵便投票による3分の2の多数決で承認されない限り、新しい手続は有効にならないというただし書きを記載する。
- SIA細則の第9.01項に従い、会長エレクト指名委員会の構成を「SIA会長エレクト候補者を除いた理事会全体」と規定する。ただし、最近SIA前会長を務めた者を指名委員会のメンバーとして含めるオプションも選択できる。
- 全候補者に対する面接プロセスを含め、会長エレクト指名委員会が候補者を審査するために行う手順の概要を説明する。
- 会長エレクトの投票スケジュールを更新する。現行のSIA手続では、3月1日までに投票を開始することが義務付けられている。

**財務上の影響:** 最小限。SIA理事会の2月の定期会議と並行して会長エレクト指名委員会の業務を実施することにより、会長エレクト指名委員会の全メンバーと候補者は面接の際に確実に通訳を利用することができます。SIAでは、すでにSIA手続の更新に対し予算を計上しており、同書の「H. 指名および選挙手続」における会長エレクト指名委員会の新しい手続への更新作業にかかる翻訳費用は750米ドル以下にとどめる必要があります。